

## 障害者スキルアップ講座 (在職者訓練)

▼対象＝主に在職中の障害者の方で  
基本的なパソコンの操作ができる方  
▼訓練コース＝エクセル（マクロ）  
VBA) ▼日時＝11月7日（土）  
14日（土）午前9時～午後4時

▼場所＝愛知障害者職業能力開発校

▼定員＝10名（申込者多数の場合は  
抽選） ▼受講料＝無料 ▼申し込み  
み＝10月30日（金）までにEメール  
またはFAX・はがきにて（訓練コー  
ス名・住所・氏名・生年月日・電話  
番号・障害の程度を明記）／締切日  
必着

▼愛知障害者職業能力開発校

（〒441-1231 豊川市一宮  
町上新切33-14）

□（0533）93局2102  
FAX（0533）93局6554  
✉ noryokukaihatsu@pref.aichi.lg.jp

## 法務局市民講座を開催します

暮らしへの身近な法律問題について  
、「市民講座」を開催します。

△日時＝11月18日（水）午後1時30分  
～4時30分（午後1時開場） ▼場所  
＝豊橋地方合同庁舎6階会議室（豊

橋市大国町） ▼内容＝「相続」「遺  
言」 ▼講師＝公証人・法務局職員  
△定員＝70名（先着順／事前申し込  
みが必要） ▼受講料＝無料 ▼申  
し込み＝電話または直接／11月4日  
（水）午前8時30分から予約受付開  
始  
※公共交通機関でのご来場にご協力  
ください。  
△名古屋法務局豊橋支局総務課  
（0532）54局9278

## 東三河海岸漂着物学習セミナー

▼日時＝11月8日（日）①午前9時  
15分～正午②午後1時～4時 ▼場

所＝蒲郡市形原公民館 ▼内容＝①

小学生以上と保護者向けプログラム  
(海岸に漂着したごみでビンゴゲー  
ムを楽しみます。)②一般向け(親  
子参加可)プログラム(海岸に漂着  
したごみを材料にモビールを作りま  
す。) ▼定員＝各50名（申込者多数  
の場合は抽選） ▼参加料＝無料

△申し込み＝10月23日（金）まで

に、はがきにて（代表者の住所・氏  
名・電話番号と参加者全員の氏名・  
年齢・性別、参加したいプログラム  
を明記）／締切日必着 ▼申し込み  
△洗剤は適量を計つて使う。  
△食べ残し・飲み残しを減らす。  
△三角コーナーや水切りネットを活  
用し、汚れを取り除く。  
△使用済み油は新聞紙などに吸わせ  
て可燃ごみとして捨てる。  
△食器や鍋の油汚れはまず新聞紙な  
どで拭き取る。

△豊橋地方合同庁舎6階会議室（豊  
橋市大国町） ▼内容＝「相続」「遺  
言」 ▼講師＝公証人・法務局職員  
△定員＝70名（先着順／事前申し込  
みが必要） ▼受講料＝無料 ▼申  
し込み＝電話または直接／11月4日  
（水）午前8時30分から予約受付開  
始  
※公共交通機関でのご来場にご協力  
ください。  
△名古屋法務局豊橋支局総務課  
（0532）54局9278

橋市大国町） ▼内容＝「相続」「遺  
言」 ▼講師＝公証人・法務局職員  
△定員＝70名（先着順／事前申し込  
みが必要） ▼受講料＝無料 ▼申  
し込み＝電話または直接／11月4日  
（水）午前8時30分から予約受付開  
始  
※公共交通機関でのご来場にご協力  
ください。  
△名古屋法務局豊橋支局総務課  
（0532）54局9278

支店（〒444-0860 岡崎市  
明大寺本町3-17 角金ビル）  
△愛知県東三河総局県民環境部環境  
保全課  
△（0532）35局6115

△愛知県環境部水地盤環境課  
△（052）954局6219

## 生活

### 10月はクリーン排水推進月間 浄化槽強調月間

愛知県では、毎年10月を「クリー  
ン排水推進月間」および「浄化槽強  
調月間」と定め、家庭での生活排水  
対策や浄化槽の適正管理などを呼び  
かけています。

生活排水対策は、一人一人の取り  
組みが大きな効果につながります。  
皆さんも、できることから始めてみ  
ませんか。

#### ◆身近な生活排水対策

- △食べ残し・飲み残しを減らす。
- △三角コーナーや水切りネットを活  
用し、汚れを取り除く。
- △使用済み油は新聞紙などに吸わせ  
て可燃ごみとして捨てる。
- △食器や鍋の油汚れはまず新聞紙な  
どで拭き取る。

### 10月は土地月間



国土交通省では毎年10月を「土地  
月間」、10月1日を「土地の日」に  
指定し、土地についての理解と関心  
を高めるような施策を行つていま  
す。

土地は、国民のための限られた貴  
重な資源です。将来の子どもたちの  
ため、明日の豊かな暮らしのために  
も、土地の適切な利用について考  
えてみましょう。

△街づくり推進課

△23局3535 □22局3811

#### ◆浄化槽の適正管理

浄化槽の管理を行う方は、保守点  
検・清掃の実施・法定検査を受ける  
ことが法律で定められています。

△愛知県環境部水地盤環境課

△（052）954局6219